



横浜市立豊田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

平成31年4月 改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

【いじめの定義】

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

(2) 学校いじめ防止基本方針の目的

いじめはすべての児童に起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように児童の健全育成を図り、いじめを許さない子ども社会の実現を目指し、基本方針を策定する。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

いじめを防止するための基本的な方向性として以下の3つに重点をおいて取り組むこととする。

① いじめの未然防止

日々の教育活動全体を通して、授業改善や豊かな心の育成に努め、いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくりを目指す。

② 早期発見・早期対応

日頃から、児童の状況をよく見て、全職員で情報を共有し、いじめにつながる事柄の察知に努めるとともに、察知した情報の伝達方法、対策方針決定の組織を定め、組織的に対応をしていく。

③ 適切な対処・措置

家庭での様子も確認するために、保護者との連携をとりながら学校で組織的に対応する。場合に応じて、各関係機関や専門家との連携も図る。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1)「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【いじめ防止対策委員会】

学年主任会構成メンバーが兼務し、毎月学年主任会と同じ日に行う。いじめにかかわる事柄について確認し、対策を話し合う。いじめに関わる事案が出た時には、緊急開催する。

《構成メンバー》 校長、副校長、教務、児童支援専任、学年主任、養護教諭、

(2)「いじめ防止対策委員会」の役割・年間計画

いじめ防止年間活動計画

月	いじめ防止対策委員会	心と安全部会	授業・活動	保護者地域との連携
4	年間活動計画	生活目標確認 豊かな心の育成計画作成	あいさつ運動	登下校パトロール
5	学級・学年の実態情報交換 児童の情報交換	児童理解研修会① なかよしハイキング計画 横浜プログラム研修会	なかよしタイム開始	家庭訪問 PTA総会
6	学級・学年の様子報告・検討	なかよしハイキング	なかよしハイキング スピーチコンテスト	防犯パトロール会議 豊田中ブロック学友会地連 まち懇 TSC総会
7	☆各学級で振り返りカード記入 →聞き取り→面談	人権研修会 児童指導研修会② とよだ元気会議①	サイバー教室	地区懇談会 個人面談
8	夏季休業中の様子報告			夏祭り
9	学級・学年の様子報告・検討	人権教育指導計画検討		
10	前期振り返り		運動会	
11	☆いじめにかかわるアンケートの 実施→聞き取り→面談	横浜プログラム研修会	人権教育	オープンスクールデー 地域防災訓練
12	☆振り返りカード記入→聞き取り →面談	児童理解研修会③	ユニセフ募金	個人面談
1	☆学校づくりアンケートの実施→ 聞き取り→面談		なかよしタイム引き継ぎ	
2	学級・学年の様子報告・検討	とよだ元気会議② なかよしタイム振り返り		パトロール隊感謝の会
3	年間の振り返り 引き継ぎ内容 確認	年間の振り返り	なかよしタイムお別れ会	まち懇 TSC総会

※☆の部分は、児童に直接いじめに関するアンケートを実施し、気になる回答をした児童には聞き取りをし、児童（場合によっては保護者）と面談する。

3 いじめの未然防止及び早期発見のための基本的な方向性

(1) いじめ未然防止への取組

豊かな心を育成し、いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくりへの取組

豊かな心の育成の具体的取組

基本的な生活習慣の定着

落ち着いた学校生活を送ります。

生活目標

- ・あいさつをしよう、時間を守ろう、廊下を歩こう、の三本柱の年間を通した取組

朝会

- ・話の聞き方・学校としてのめざす姿・説話

道徳教育

- ・道徳の見方・考え方・感じ方
- ・道徳の授業を通して、行動と価値の結び付け
- ・自己を深く見つめ、よりよく生きようとする意識の向上

体験学習

- ・公共の場所でのマナー
- ・お世話になる方へのあいさつ、感謝の気持ち
- ・体験的学習を通して達成した喜びの実感

学校行事

- ・始業式
- ・入学式
- ・卒業式
- ・避難訓練
- ・遠足
- ・体験学習
- ・修学旅行
- ・運動会

児童会活動と関連した取組

- ・あいさつ運動
- ・活動での役割分担
- ・全校集会
- ・ペア学年集会
- ・1年生を迎える会
- ・6年生を送る会
- ・児童会テーマ・マスコット決め
- ・募金活動
- ・全校が仲よくなる活動
- ・全校を意識した活動計画・話し合い・実践

自己有用感の向上

自己を深く見つめ、自分を大切にし、生かしてよりよく生活しようとする気持ちを育てます。

委員会活動

- ・学校生活を向上の取組
- ・委員会発表・委員会紹介

特別活動

- ・学級活動年間計画の作成
- ・学級・学年での集会活動
- ・係活動

なかよしタイム

- ・6年生の自主性主体性の育成
- ・低学年のことを意識した活動計画、実践
- ・グループ内での協力
- ・なかよしハイキング
- ・引き継ぎ式
- ・なかよしタイムお別れ会

思いやりのあるかわり

互いを理解し合い、相手を思いやる心を育みます。

クラブ活動

- ・異学年による活動
- ・自分たちの思いや願いを生かした活動設定

総合

- ・主体的な取組
- ・問題解決学習
- ・TSC・地域・保護者の方の協力

人権教育

- ・福祉体験
- ・人権週間

幼保小交流

- ・幼稚園生との交流

地域との連携

- ・TSCの支援協力

各教科・領域の授業

(2) いじめに対する措置

速やかに事実を確認し、解決へ向けての方針を決めて、対処する。

- ・ 組織的な対応の徹底（いじめ防止対策委員会）
- ・ 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・ 警察等専門機関との連携

(3) いじめの早期発見

いじめ早期発見に向けての手立て

- ・ 全職員で児童の見守り、日常的な観察
- ・ 学年研、ブロック研での情報交換
- ・ 振り返りカード、アンケートによる個々の状況把握、教育相談の実施

(4) 研修

教職員に対して、いじめ防止、児童理解等の研修を定期的実施する。

- ・ 5月 児童理解研修
- ・ 7月 人権研修
- ・ 7月 児童理解研修
- ・ 12月 児童理解研修

(5) 地域との協議会の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する会議等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- ・ まちとともに歩む学校づくり懇話会
- ・ 豊田小学校地域支援本部（T S C）
- ・ 中学校区学校・家庭・地域連携事業

4 重大事態への対処

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、速やかに対処する。また、同種の事態の発生防止に資するために行う。

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係や対応、指導を必ず報告する。

5 その他

必要があると認められた際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。